

令和4年度 教育委員会 第12回定例会 議案

1 日 時 令和4年10月19日（水） 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 案

<非>第20号議案	令和4年度静岡県教育委員会表彰被表彰者の決定	…	非
<非>第21号議案	令和5年度教職員人事異動方針	…	非
<非>第22号議案	第38期静岡県社会教育委員の委嘱	…	非
<非>第23号議案	教職員の懲戒処分	…	非
<非>第24号議案	教職員の懲戒処分	…	非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

白
紙

第12回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
配付 報告 1	監査結果に関する報告	P 1
配付 報告 2	監査結果に関する措置状況報告	P 5

監査結果に関する報告

(財務課)

令和 4 年度第 2 回の監査結果

1 指摘等事項の概要

令和 4 年 9 月 30 日に、今年度、第 2 回目の監査結果の報告があった。

今回は、令和 4 年 6 月 1 日から 9 月 12 日までに実施した本庁及び県立学校等の監査についての報告で、教育委員会については、令和 4 年 9 月 30 日付け監査第 33 号-2 のとおり、5 件の意見、2 件の注意が付された。

(1) 定期監査 <意見 5 件>

監査箇所	指 摘 等 事 項	
教育総務課	件名	会計年度任用職員に係る休暇制度の適切な事務の執行
	内容	<p>会計年度任用職員の年次有給休暇の付与日数の誤りや休暇等承認申請(請求)簿の記載の誤りについては、平成30年度に、同様の誤りが複数の所属で多発していたことから、再発防止に向けた制度のより分かりやすい説明や、チェックリストの作成などを求める「非常勤職員に係る年次有給休暇付与誤りの再発防止について」の指導文書を発出したところです。</p> <p>これを受け、制度所管課では、休暇の付与日数を自動計算する「会計年度任用職員年休計算シート」の作成や担当者向けマニュアルの改正など、再発防止に取り組んできましたが、令和元年度以降の3年間で計41件(知事部局23件、教育委員会18件)の誤りが発生し、監査結果等が発出されており、改善が認められておりません。</p> <p>こうした会計年度任用職員に係る休暇制度の誤った事務の執行は、知事部局、教育委員会で働く会計年度任用職員の権利を侵害しているおそれがあることから、制度所管課として、すみやかに一斉調査を実施し、事務が適切に執行されているのか確認をしてください。</p> <p>また、前回の指導にあったチェックリストを作成するほか、一斉調査の分析結果に基づいた実効性のある対策を講じ、再発防止に取り組んでください。</p>
教育総務課	件名	障害者雇用の推進
	内容	<p>教育委員会では、平成30年度の対象障害者の再調査により、法定雇用率を下回ることが明らかとなりました。その後、教育総務課が一元的に管理し適正な手続きを実施する環境を整えるとともに、量的な確保を求めるだけでなく、雇用後に働きやすい職場環境づくりの取組を進めながら、障害がある人を対</p>

監査箇所	指 摘 等 事 項	
		<p>象とした教職員採用試験の実施や非常勤障害者枠の職設置などを進め、障害者の積極的な雇用に努めています。</p> <p>しかし、平成30年以降、法定雇用率を上回ることなく、令和4年6月1日現在、法定雇用率2.50に対し、実雇用率1.83で、法定雇用率達成にはプラス107人の雇用が必要という状況です。47都道府県教育委員会実雇用率の降順集計（令和3年6月1日現在）では、静岡県は、44番目と低い位置にあります。</p> <p>現状では、法律に違反している状態が続いています。民間企業や私立学校であれば、法定雇用率を下回る場合は障害者雇用納付金が徴収されますが、地方公共団体では法令遵守が当然であり、知事部局と警察本部では法定雇用率を上回っている中、教育委員会が下回っている状況は看過できません。</p> <p>全国には法定雇用率を上回っている県が23県（令和3年6月1日現在）ありますので、それらの県の取組を参考に本県でできることを早期に検討し、法定雇用率を上回る雇用を達成するよう努めてください。</p>
教育総務課	件名	不祥事根絶に向けた取組
	内容	<p>教育委員会全体で不祥事根絶に向けた取組を行い、前年度に比べ令和3年度は教職員の不祥事による懲戒処分件数は減少しています。しかし、児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止は最重要課題として対策に取り組んでいますが根絶には至っていません。</p> <p>教育委員会では、生徒との携帯電話やメール、SNSでの連絡や生徒との面談・相談といった生徒指導に係るルールを各学校が自ら定め、教職員に周知することを徹底するため、そのルールを不祥事根絶取組データベースにアップロードするようしています。さらに、児童生徒との私的なメール等のやりとりについて、懲戒処分の基準に処分量定も追加しています。それらの方策が、実効性のあるものとなるよう継続的な取組に努めてください。</p>
高校教育課	件名	学校維持管理費等の適正な執行
	内容	<p>学校の管理運営、教育活動を行うための施設や設備の維持管理経費、日常的に必要な備品や消耗品費等については原則公費負担とするべきですが、一部の学校で学校後援会等の団体会計で支出している不適切な事案が見受けられます。「学校運営における公費支出の基準」に基づいた適正な管理が行われるよう各学校に対する指導に努めてください。</p>
健康体育課	件名	運動部活動の効率的・効果的な実施
	内容	<p>教育委員会では、中学校、高等学校の部活動及び地域スポーツ教室等の指導者不足への対応を図るため、スポーツ指導者を人材バンクに登録し、紹介する「しずおかスポーツ人材バンク管理運営業務」を公益財団法人静岡県スポーツ協会に委託</p>

監査箇所	指 摘 等 事 項	
		<p>しており、令和3年度末時点の人材バンク登録者数は686人で、学校等と外部指導者のマッチングは令和3年度33件行われています。</p> <p>この委託事業における成果目標を新規登録者数135人に設定していますが、令和2年度48人、令和3年度40人と目標が達成できていない状況が続いています。</p> <p>また、「静岡県中学校部活動指導員配置事業費補助金」については、令和3年度は11市町に52人の部活動指導員の配置を補助していますが、多くの市町での活用が期待されるものの、活用市町数が微増に留まっています。活用が進まない主な理由は、予算上の問題のほか、人材確保が困難な点が挙げられています。</p> <p>部活動の実施における、地域の力を活用した教員の負担軽減は、本県の喫緊の課題であることから、人材バンク新規登録者数の成果目標を達成したうえで、学校等の現場ニーズにあった人材確保策や人材マッチング件数の向上策の検討を行い、両事業がより多くの学校で活用されるよう、実効性のある取組に努めてください。</p>

<注意2件>

監査箇所	指 摘 等 事 項	
焼津水産高等学校	件名	会計年度任用職員の年次有給休暇取得に係る不適切な事務手続
	内容	<p>焼津水産高等学校は、令和3年度の会計年度任用職員の年次有給休暇について、令和3年5月21日の年次有給休暇の請求及び承認を、年次有給休暇請求簿により行っていなかった。</p> <p>また、年次有給休暇の残日数を正確に管理していなかったことから、11月15日について、年次有給休暇の残がないにもかかわらず、年次有給休暇として処理していた。</p> <p>このため、当該職員に対する非常勤職員報酬等の支払が6,215円過大となっていた。</p>
教育委員会事務局の出先機関(機関名は非公表)	件名	教員による生徒への体罰行為等の発生
	内容	<p>県立高校の教諭が、部活動指導の際に令和元年7月から2年12月までの長期に渡り体罰や暴言を繰り返していたが、この間の学校による当該教諭に対する指導が不十分であった。</p>

2 今後の対応

今回の監査結果に対する措置状況について、令和4年12月28日までに監査委員へ報告する。

白
紙

監査結果に関する措置状況報告

(財務課)

1 概要

令和 4 年度第 1 回監査結果は以下のとおりで、指摘等事項についての改善措置状況を監査委員に報告した。

項目	監査結果	対象期間	監査方法	対象	結果内容
令和 4 年度 第 1 回	R 4. 6. 20	R 4. 6. 3	定期監査	3 所属	注意 2 件

2 監査結果の区分

(1) 指摘

次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他指摘すべき重大な事例

- ア 法令・条例・規則に違反している事項
- イ 収入確保に適切な措置を要する事項
- ウ 予算を目的外に支出している事項
- エ 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項
- オ 既に注意したもので是正又は改善されていない事項

(2) 注意

指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項

(3) 意見

組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める事項

3 指摘等一覧

(1) 令和 4 年度第 1 回 監査結果

ア 定期監査

<注意：2 件>

対象機関	件名	詳細
中央図書館	会計書類の紛失	1
	会計年度任用職員の年次有給休暇付与日数の誤り (同種事案の発生)	2

(別紙1：「指摘又は注意」用)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
中央図書館	令和4年6月20日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 会計書類の紛失 3 内 容 中央図書館は、現金領収事務において、令和3年9月16日に郵便局に現金を納付した際に発行された静岡県取扱店収納票兼払込金受領証1通を紛失した。	
【措置の内容】 1 所属としての課題確認 本事案は、担当者が金融機関に納付後、直ちに静岡県取扱店収納票兼払込金受領証を現金取扱関係書類を収納する机に保管しなかったことと、納付後の書類の管理について担当者だけに任せれていたことが原因です。 事案発生後は、静岡県取扱店収納票兼払込金受領証の保管を直ちに行うよう、職員全員に徹底しました。また、現金受領後の書類の管理について複数人による確認をする体制がなかったことが課題であることを認識しました。 なお、現金の収納については、出納局会計支援課に照会し、確実に納付されている事実を確認しました。 2 所属における再発防止対策 現金受領後の一連の進捗状況を共有できるよう、現金を納付するまでの間、調定票を課員全員が見える場所に置き処理漏れを防ぐこと、現金を納付し帰庁した後、直ちに静岡県取扱店収納票兼払込金受領証を調定票とともに専用ファイルへ綴り管理職等の確認を受けることにより、書類紛失防止のチェック体制の強化を図っています。	

【同様事案発生の有無】

有 ・ 無

(別紙1：「指摘又は注意」用)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
中央図書館	令和4年6月20日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 会計年度任用職員の年次有給休暇付与日数の誤り（同種事案の発生） 3 内 容 中央図書館は、前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、令和3年4月1日に任用した会計年度任用職員に対する年次有給休暇について、付与日数に誤りがあった。	
【措置の内容】 1 所属としての課題確認 本件は、前回の監査における指摘直後に今回の年休付与のためにあらかじめ作成した年休計算シートを、起案時に根拠書類として添付していなかったことと、決裁時の課内チェックが不足していたことが原因です。 該当する会計年度任用職員に対し、経緯を説明するとともに謝罪し、正しい付与日数に改めました。 前回に引き続き年次有給休暇の付与日数に誤りを発生させてしまったことを重く受け止め、以下の再発防止策を徹底することとします。 2 所属における再発防止対策 担当者だけではなく、課内全体で要綱等を確認することにより制度理解を深めるとともに、起案時には、年休計算シートを付与日数の算定根拠書類として必ず添付した上で、複数職員によりチェックすることとします。	

【同様事案発生の有無】

有 ・ 無

白
紙